

リスク管理



第一芙蓉法律事務所
弁護士 木下 潮音

派遣法改正に関する答申

2009年12月28日に労働政策審議会は「今後の労働者派遣制度の在り方について」(以下「報告書」といふ)と題する報告を厚生労働大臣に対して答申した。今後、同報告書に沿って派遣法改正案が法案化され、現在の通常国会に提出される見通しである。報告書では派遣法改正法案については、08年11月に提出された法案の内容に以下の9項目を追加・変更したものとすることが適当であるとしている。

- (1) 登録型派遣の原則禁止
登録型派遣の原則禁止は、派遣法改正法案に於いて製造業務への労働者派遣は禁止する。
- (2) 製造業務派遣の原則禁止
製造業務派遣の原則禁止は、派遣法改正法案に於いて製造業務への労働者派遣は禁止する。
- (3) 日雇派遣の原則禁止
日雇派遣の原則禁止は、派遣法改正法案に於いて製造業務への労働者派遣は禁止する。
- (4) 均等待遇
均等待遇は、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者との均等を考慮するものとする旨の規定を設ける。
- (5) マージン率の透明化
マージン率の透明化は、派遣元は派遣労働者の雇入れ、派遣開始及び派遣料金改定の際に派遣労働者に対して人当たりの派遣料金の額を明示しなければならぬ。
- (6) 違法派遣の場合における直接雇用の促進
違法派遣の場合における直接雇用の促進は、派遣元が禁止業務への派遣受け入れの無許可・無届の派遣元からの派遣受け入れの期間制限を超えての派遣受け入れの偽装請負・登録型派遣禁止の原則違反の場合に及ぶ(1)、(2)は派遣元が派遣労働者に対して派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設ける。
- (7) 法律の名称・目的の変更
法律の名称・目的の変更は、法律の名称及び目的において「派遣労働者の保護」を明記する。
- (8) 施行期日
施行期日(1)及び(2)については改正法の交付日から3年以内、その他は6カ月以内で政令で定める日とする。
- (9) 暫定措置
登録型派遣の禁止については施行日からさらに2年後までの間、一定の業務で適用を猶予する。

企業の雇用リスクマネジメント

法案化へ議論が活発化

対して派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設ける。

(7) 法律の名称・目的の変更
法律の名称・目的の変更は、法律の名称及び目的において「派遣労働者の保護」を明記する。

(8) 施行期日
施行期日(1)及び(2)については改正法の交付日から3年以内、その他は6カ月以内で政令で定める日とする。

(9) 暫定措置
登録型派遣の禁止については施行日からさらに2年後までの間、一定の業務で適用を猶予する。

この報告書の内容については、(1)、(2)は派遣元が派遣労働者に対して派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設けることは企業の採用の自由や労働契約の合意原則を侵害する一などである。

反対の趣旨は①登録型派遣が短期・一時的な需給調整機能として有効に機能しており、これを原則禁止することは労働市場に混乱をもたらす②製造業全般への派遣を原則禁止することは生産拠点の海外移転や中小企業の受注機会減少を招きかねず、ものづくり基盤の喪失や雇用機会の縮減につながる③一定の場合に雇用契約を申し込んだものとみなす旨の規定を設けることは企業の採用の自由や労働契約の合意原則を侵害する一などである。